

介護老人保健施設

せんだの里

サービス運営規程

(介護予防訪問リハビリテーション事業)

医療法人社団 永光会

(目的)

第1条 この規程は、医療法人社団永光会介護老人保健施設せんだの里訪問リハビリテーション「せんだの里」の事業の適切な運営を確保するための人員及び管理運営に関し、必要な事項を定め、利用者が要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要支援状態となることの予防に資するよう、療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

- 2 自らその提供する介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 4 介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- 5 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問リハビリテーションせんだの里
- (2) 所在地 広島県福山市千田町二丁目5番5号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、異動又は緊急等やむを得ない事情がある場合には、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の定める範囲において、増減を認めるものとする。

管理者 施設長 高家 利喜

医師（常勤1名）

担当職員 理学療法士（常勤3名） 作業療法士（常勤1名）

医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション及び指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日～1月3日を除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分～17時30分までとする。

(介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第6条 介護予防訪問リハビリテーションの内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき行う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による介護予防訪問リハビ

リテーションとする。

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その 1 割～3 割の額とする。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う介護予防訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業の実施地域を越えた地点から片道 1 キロメートルにつき 50 円とする。

3 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、あらかじめ、利用者又は家族に対し、提供するサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、福山市内で当施設から利用者の自宅までの直線距離が 8 キロメートルまでとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 9 条 サービス提供従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 月以内

(2) 継続研修 年 1 回

(秘密保持)

第 10 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。従業者でなくなった後においても、同様とする。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この告示は、平成 26 年 12 月 3 日から施行する。

この告示は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。